

## 規格・基準などの事前意図公告

この公告は、貿易の技術的障害に関する協定（TBT 協定）  
2.9.1に基づくものです。

### 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の改正について

下記のとおり、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の改正を行う予定です。お知らせします。

#### 記

##### 1. 件名

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の改正について

##### 2. 対象品目

2・2・2-トリクロロ-1-(2-クロロフェニル)-1-(4-クロロフェニル)  
エタノール（別名：*o,p'*-ジコホル）

ペルフルオロオクタン酸（PFOA）又はその塩

ペルフルオロオクタン酸又はその塩が使用されている以下の製品；

- ・耐水性能又は耐油性能を与えるための処理をした紙
- ・はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした生地
- ・洗浄剤
- ・半導体の製造に使用する反射防止剤
- ・塗料及びワニス
- ・はつ水剤及びはつ油剤
- ・接着剤及びシーリング用の充填料
- ・消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤
- ・トナー
- ・はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした衣服
- ・はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした床敷物
- ・床用ワックス
- ・業務用写真フィルム

##### 3. 趣旨及び目的

残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約において廃絶の対象物質として追加されたジコホル及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）又はその塩について、これらの物質による環境汚染を防止するため、ジコホルの異性体である2・2・2-トリクロロ-1-(2-クロロフェニル)-1-(4-クロロフェニル)エタノール及びペルフルオロオクタン酸又はその塩を、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（以下「化審法」という。）の第一種特定化学物質に指定する。なお、ジコホルには2種の異性体が存在し、2・2・2-トリクロロ-1・1-ビス（4-クロロフェニル）エタノール（別名：*p,p'*-ジコホル）については、平成17年に第一種特定化学物質に指定済みである。また、第一種特定化学物質による環境汚染を防止するため、ペルフルオロオクタン酸（PFOA）又はその塩が使用されている製品を輸入禁止製品に指定する。

4. 公布予定 令和3年4月

5. 施行予定 令和3年10月

6. 意見提出先

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1丁目3番1号  
経済産業省 製造産業局 化学物質管理課 化学物質安全室  
TEL 03-3501-0605  
FAX 03-3501-2084

7. 意見提出期限

WTO・TBT通報から60日後